

電子入札の手引き



令和4年10月

令和5年12月 改訂

令和6年10月 改訂

令和7年4月 改訂

令和8年4月 改訂

会津美里町

目次

- 第一章 事後審査型制限付一般競争入札について・・・P1～8
- 第二章 指名競争入札について・・・P9～14
- 第三章 電子入札について（共通）・・・P15～19
- 参考資料・・・P20～36
 - 別紙1 電子入札公告例（P21～23）
 - 別紙2 工事費内訳書等の記載例（P24）
 - 別紙3 制限付一般競争入札参加資格審査申請書の記載例（P25）
 - 別紙4 電子入札事務手続（制限付一般競争入札）のフロー図（例）（P26）
 - 別紙5 電子入札の公告から結果公表までの流れ（例）（P27）
 - 別紙6 電子入札システムでの入札手続早見表（制限付一般競争入札）（P28）
 - 別紙7 指名通知（例）（P29）
 - 別紙8 入札説明書（例）（P30～32）
 - 別紙9 電子入札事務手続（指名競争入札）のフロー図（例）（P33）
 - 別紙10 電子入札の指名通知から結果公表までの流れ（例）（P34）
 - 別紙11 電子入札システムでの入札手続早見表（指名競争入札）（P35）
 - 別紙12 電子入札開札の傍聴ルール（P36）
- 入札契約関係様式・・・P37～41
 - 別紙13 紙入札承認願（P38）
 - 別紙14 紙入札承認通知書（P39）
 - 別紙15 紙入札不承認通知書（P40）
 - 別紙16 紙入札用入札書（P41）
- 電子契約関係様式・・・P42～46
 - 別紙17 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（P43～44）
 - 別紙18 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（建設工事前）（P45～46）

お断り

会津美里町電子入札システムは、「電子入札システム」と「入札情報公開システム」で構成されており、本手引きでは、「電子入札システム」は「電子入札システム」と、「入札情報公開システム」は「電子入札システム（入札情報公開システム）」と記載しています。

第1章 事後審査型制限付一般競争入札について

電子入札による事後審査型制限付一般競争入札制度概要（建設工事のみ）

項目	内容
対象工事・業務	設計金額 200 万円超の建設工事
発注工事・業務の公告	原則、第2・第4火曜日に電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します）。 会津美里町公式HP（電子入札に関するページ）： https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/050/020/ele/index.html ※発注工事の都合上、第2・第4火曜日以外に公告する場合がありますので、定期的に公告情報を確認してください。
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格制度の適用	有（ただし、予定価格 300 万円以上の建設工事に限る。）
設計図書等の閲覧	閲覧期間中、電子入札システム（入札情報公開システム）により電子閲覧ができます。
設計図書等についての質問及び回答	電子入札システムにより質問を受付し、回答は電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します。
入札参加申込	不要
入札方法	会津美里町電子入札システムにより入力、送信します。
入札保証金	免除
工事費内訳書	入札時に電子入札システムにより提出してください。
入札回数	2回（初回、再度入札）。ただし、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る入札は失格とし、再度入札には参加できません。
入札参加業者数	入札参加資格要件を満たしていれば、受注意欲のある業者すべてが参加できます（入札参加業者数の制限はありません。）。
入札参加資格審査（事後審査）	落札候補者に対し電子入札システムより制限付一般競争入札参加資格確認申請書の提出を求め、入札参加資格審査（事後審査）を行います。
入札結果の公表	開札の執行後、落札候補者から提出された制限付一般競争入札参加資格確認申請書の審査（事後審査）を行い、落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、電子入札システムにより落札決定を落札者に通知するとともに、入札結果を電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します）。

※総合評価方式案件を除きます。

電子入札による事後審査型制限付一般競争入札について

(※総合評価方式案件を除く。)

1. 対象となる入札

設計金額が 200 万円を超える建設工事

2. 発注の公告

(1) 公告日

原則として、第 2・第 4 火曜日が公告日となります。

※ 当該曜日が休日等の場合はその前後、町で設定する見積期間内に休日等が含まれる場合は、その日数分、入札日を繰り下げます。

※ 発注工事の都合上、第 2・第 4 火曜日以外に公告する場合がありますので、定期的に公告情報を確認してください。

(2) 公告の方法

電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します。）。

(3) 公告の内容

公告の内容については、別紙 1「電子入札公告例」を参考にしてください。

3. 予定価格の事後公表

予定価格については、落札者決定後に電子入札システム（入札情報公開システム）により事後公表します（町ホームページに掲載します。）。

4. 最低制限価格

最低制限価格を下回った入札は、「失格」となります。

なお、最低制限価格については、落札者決定後に電子入札システム（入札情報公開システム）により公表します（町ホームページにも掲載します。）。

5. 入札参加資格

各公告で定める入札参加資格要件を開札時においてすべて満たしていれば、入札に参加できます。

(1) 有資格業者名簿への登録について

会津美里町工事等請負有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に登録されている業者が、入札参加の対象です。

(注) 電子入札を行う場合にも当該登録が必要となります。

(2) 地域要件

入札参加の対象者は、原則、会津美里町に本店がある業者又は町内に支店があり、地域貢献が認められる業者とします。ただし、当該要件を満たす者に施工できる者がいない、若しくは少ない工事の場合又は入札において入札参加者がなかった場合等は、この限りではありません。

(3) 建設業の許可等について

対象となる工種ごとに建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが条件です。

(4) 入札参加停止措置を受けた業者について

町の入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合においては、開札日時点において、当該入札参加停止期間を経過していることが条件です。

(5) 資格点数

建設業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、各公告で定める総合評点値を満たしていることが条件です。

(6) 技術者の配置

各公告で定める技術者を配置できることが条件です。

(7) 業務の実績

各公告で定める実績を有していることが条件です。

(8) 発注ごとに定める要件

その他、建設工事の発注ごとに各公告で定める要件を満たしていることが条件です。

6. 事前に必要な手続について

(1) 電子入札用ICカードの取得

電子入札に参加するには、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行するICカードが必要です。対応する認証局は、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ (<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>) の「コアシステム対応認証局」又は町ホームページ内の「電子入札ポータルサイト

(<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s044/010/SK020/100/20220726122338.html>) の「電子入札コアシステム対応民間認証局」をご確認のうえ、直接お問い合わせください。

なお、ICカードには有効期限がありますので、ご注意ください。

(注) 事業者の代表者が変更になった場合は、新たにICカードの取得が必要になります。

(2) 電子入札用業者番号の取得

電子入札システムへの利用者登録には、町が付与する「電子入札用業者番号（数字9桁）」が必要です。

なお、当該業者番号は、文書で通知しているほか、町ホームページで公表しています。

(注) 業者番号が変更付与となる場合

- ・事業者の統合により新たな事業者が設立された場合

(3) 会津美里町電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムの利用に当たり、最初に利用者登録（使用するICカードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの利用者登録メニューより必要事項を登録してください。

7. 設計図書等の閲覧

設計図書等は、各公告で定める閲覧期間内において、電子入札システム（入札情報公開システム）で閲覧することができます。

また、対象工事の積算を行う場合、ダウンロード及び印刷することができます。

※ 契約締結後、落札者への設計図書等の配付は行いません。必要がある方は必ず閲覧期間内にダウンロードしてください。

設計図書等の取扱いの注意事項
ダウンロード・印刷した設計図書は、適正に管理し、入札以外の目的に使用しないでください。また、他の目的に使用されないよう、責任をもって管理してください。

8. 設計図書への質問について

(1) 質問書の受付

設計図書等についての質問受付は、電子入札システムにより行います。

なお、電子入札システムにおいて質問する場合は、「会社名」、「質問者名」など、質問者が特定できる固有名詞等は入力しないでください。

(2) 質問の方法

設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムの調達案件検索内の「入札説明書・案件内容に対する質問内容」ページに、題名及び質問内容を入力することにより提出してください。

なお、設計図書等質問書の添付は不要になります。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、当該質問及びその他の質問に対する回答内容を電子入札システム（入札情報公開システム）により掲載します。

※ 入札の前には、必ず、質問が出ていないかを確認してください。

9. 入札の方法

事後審査型制限付一般競争入札に係るすべての建設工事の発注について、原則、電子入札の方法により行います。

※ 詳しい入札方法については ⇒ 第3章 電子入札について（共通）を確認してください。

10. 工事費内訳書の提出

入札参加者の積算状況を確認するため、電子入札システムにより、入札書（入札金額及びくじ番号）の入力に併せて、「工事費内訳書（入札情報公開システムの入札公告（その他）に添付）」を提出してください。

※ 詳しい提出方法については ⇒ 第3章 電子入札について（共通）を確認してください。

11. 開札について

開札は、各公告に定められた開札日時等において、原則として公開で行うものとします。

※ 詳細については ⇒ 第3章 電子入札について（共通）の「6 開札について」 をご覧ください。

12. 落札候補者の決定

入札参加者のうち、次の(ア)から(ウ)までの該当者を除き、最低価格入札者を落札候補者とします。

(ア) 入札が無効となった者

(イ) 入札額が予定価格を超過した者

(ウ) 入札額が最低制限価格を下回る入札のため失格となった者

【電子くじによる落札候補者の決定について】

落札候補者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、入札書提出の際に入力する「電子くじ入力番号」（電子くじ入力番号を指定しない場合は「999」として取扱います。）により、電子入札システムが「電子くじ番号」を自動計算し、落札候補者の順位を決定します。

13. 入札参加資格審査（事後審査）

(1) 落札候補者への通知

開札終了後、落札候補者に対して電子入札システムにより、次の(ア)及び

(イ) の審査関係書類の提出を依頼します。

【審査関係書類】

(ア) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第7号）

(イ) その他町が提出を求めるもので、入札参加資格審査に必要な書類

(2) 審査関係書類の提出

町から審査関係書類の提出についての通知を受けた落札候補者は、通知があった日から起算して2日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に審査関係書類を電子入札システムから提出してください。

※ 提出期限までに審査関係書類の提出がない場合、当該落札候補者の入札は無効となりますので、必ず期限内に提出してください。

※ 制限付一般競争入札参加資格確認申請書の記載事項については、「別紙3制限付一般競争入札参加資格確認申請書の記載例」を参照のうえ、誤記及び記載漏れのないようご注意ください。

(3) 入札参加資格審査の実施

落札候補者より提出された審査関係書類に基づき入札参加資格審査（事後審査）を行います。この審査の結果、当該落札候補者が入札参加資格要件を満たさない場合には、当該者を入札無効とし、最低入札価格に次いで低い価格の次順位落札候補者について資格審査を行います。

なお、当該審査の結果、次順位落札候補者が入札無効となった場合には、以下同様に次順位落札候補者に対し資格審査を行うものとします。

(4) 入札参加資格審査の結果通知

落札候補者より提出された審査関係書類に基づき入札参加資格審査（事後審査）を行った結果、当該落札候補者が入札参加資格を有するものであることを確認したときは、電子入札システムにより当該者を落札者として決定したことを通知するものとします。

なお、落札者が決定したときは、電子入札システムにより当該入札に参加した入札者全員にその旨を通知します。

14. 契約締結

(1) 落札者への連絡

落札者には、工事発注担当課より契約締結等に関する事務手続等について、電話で連絡します。

(2) 契約保証

契約を締結しようとする場合、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金で納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に

関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。ただし、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合は、これを免除するものとします。

(ア) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合

(ウ) 会津美里町財務規則第 99 条第 1 項第 4 号

施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が当該資格を有する者であって、過去 2 年間に国(予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 99 条第 9 号に掲げる公庫、公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。

(3) 電子契約について

当該入札が電子契約案件である場合、入札公告にその旨を記載します。

落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、入札参加資格審査関係書類と併せて、電子入札システムから「別紙 18 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（建設工事用）」を提出してください。

(4) 契約書類の提出先について

(ア) 契約書、契約保証に係る書類等

(イ) 電子契約により締結する場合 電子契約同意書兼メールアドレス確認書（建設工事用）

(ウ) 着手届以降、請負代金請求までの書類（※前払申請、変更契約に係る書類を含む。）

※ 上記の書類は、工事発注担当課へ提出してください。

(5) その他契約事項については、以下に基づき契約締結するものとします。

会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款

15. 入札経過及び入札結果の公表

開札の執行後、第一落札候補者決定時点の入札状況を電子入札システム(入札情報公開システム)に掲載します(画面表示は「選定中」となります。)

落札者の決定に当たっては、落札候補者から提出された制限付一般競争入札参加資格確認申請書の審査(事後審査)を行い、落札候補者が入札参加資格を有することを確認した場合は、確認した日をもって落札を決定し、電子入札システムにより落札者決定を落札者及び当該入札に参加した入札者全員に通知するとともに、入札結果を電

子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します。）。

第2章 指名競争入札について

電子入札による指名競争入札制度概要（測量設計等業務委託）

項 目	内 容
対象業務	設計金額 100 万円超の測量・設計・調査・コンサルタント等の業務委託（以下「測量設計等業務委託」）
発注業務の指名通知	原則、第2・第4火曜日に電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します。 ※発注業務の都合上、第2・第4火曜日以外に通知する場合があります。
予定価格の公表	事後公表
最低制限価格制度の適用	無
設計図書等の閲覧	閲覧期間中、電子入札システム（入札情報公開システム）により電子閲覧ができます。 設計図書等の閲覧は、パスワードを設定します（指名通知書にパスワードを記載します）。
設計図書等についての質問及び回答	電子入札システムにより質問を受付し、回答は電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します。 質問回答書にはパスワードを設定します（指名通知書にパスワードを記載します）。 ※質問回答書はパスワードを設定する都合上、設計図書の閲覧場所に掲載します。
入札参加申込	不要
入札方法	会津美里町電子入札システムにより入力、送信します。
入札保証金	免除
工事費内訳書	不要
入札回数	2回（初回、再度入札）。
入札参加業者数	入札参加資格者のうち、発注担当課が指名した業者となります。 ※電子入札システムで指名される事業者は、 <u>本町の工事等請負有資格者名簿（コンサル（測量等））に登録があり、電子入札システムの利用者登録が済んでいることが必要</u> です。 ※指名する業者数については、「会津美里町指名競争入札参加資格者等選定基準」に基づき決定します。
入札結果の公表	開札の執行後、落札者を決定し、電子入札システムにより落札決定を応札者に通知するとともに、入札結果を電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します）。

電子入札による指名競争入札について

1. 対象となる入札

設計金額が100万円を超える測量・設計・調査・コンサルタント等の業務委託（以下「測量設計等業務委託」という。）

2. 指名通知

(1) 通知日

原則として、第2・第4火曜日が指名通知日となります。

※ 当該曜日が休日等の場合はその前後、町で設定する見積期間内に休日等が含まれる場合は、その日数分、入札日を繰り下げます。

※ 発注業務の都合上、第2・第4火曜日以外に通知する場合があります。

(2) 通知の方法

電子入札システムにより通知しますので、指名通知書を確認後、印刷をして保存してください。通知の内容は、別紙7「指名通知の例」を参考にしてください。

※ 電子入札システムで指名通知を行うと、電子入札システムの利用登録時に登録したメールアドレスに指名通知のお知らせが送信されますので、受信メールを確認の上、電子入札システムにログインし、指名通知書を確認してください。

※ 指名通知書のほか、当該入札に係る入札及び契約等に関する事項を「電子入札の方法による指名競争入札の実施に係る入札説明書（以下「入札説明書」という。）に記載しています。入札説明書は、電子入札システム（入札情報公開システム）において確認してください。

入札説明書の内容は、別紙8「入札説明書の例」を確認してください。

※ 指名通知書に記載される右上の日付（指名通知書の発行日）は、指名通知書を作成した日付で出力されるため、指名通知書到着のお知らせが電子メールで到着した日付に読み替えてください。

3. 受領確認書の提出

指名通知書を確認後、電子入札システムにて受領確認書を提出してください。

4. 予定価格の事後公表

予定価格については、落札者決定後に電子入札システム（入札情報公開システム）により事後公表します（町ホームページに掲載します。）。

5. 最低制限価格

測量設計等業務委託には、最低制限価格の適用はありません。

6. 入札参加資格

(1) 有資格業者名簿への登録

測量設計等業務委託の指名競争入札は、「コンサル（測量等）」の有資格業者名簿に登録されている業者で、かつ、電子入札システムの利用者登録が済んでいる事業者から、発注担当課が指名します。

(注) 電子入札を行う場合にも有資格者名簿の登録が必要となります。

(2) 入札参加停止措置を受けた業者について

町の入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けた場合においては、開札日時点において、当該入札参加停止期間を経過していることが条件です。

(3) 発注ごとに定める要件

その他、発注業務ごとに定める要件を満たしていることが条件です。

7. 事前に必要な手続について

(1) 電子入札用 I C カードの取得

電子入札に参加するには、電子入札コアシステムに対応した認証局が発行する I C カードが必要です。対応する認証局は、電子入札コアシステム開発コンソーシアムのホームページ (<http://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/>) の「コアシステム対応認証局」又は町ホームページ内の「電子入札ポータルサイト

(<https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/s044/010/SK020/100/20220726122338.html>) の「電子入札コアシステム対応民間認証局」をご確認のうえ、直接お問い合わせください。

なお、I C カードには有効期限がありますので、ご注意ください。

(注) 事業者の代表者が変更になった場合は、新たに I C カードの取得が必要になります。

※ 福島県や会津若松市等の電子入札システムを既に利用し、I C カードを取得されている場合は、同じ I C カードを使用可能です。

(2) 電子入札用業者番号の取得

電子入札システムへの利用者登録には、町が付与する「電子入札用業者番号（数字9桁）」が必要です。

なお、業務に係る当該業者番号は、文書で通知しているほか、町ホームページで公表しています。

※ 有資格者名簿に登録がある事業者で、建設工事の有資格者名簿に登録がある事業者は、建設工事の事業者番号と同じ番号となります。

(注) 業者番号が変更付与となる場合

・事業者の統合により新たな事業者が設立された場合

(3) 会津美里町電子入札システムへの利用者登録

電子入札システムの利用に当たり、最初に利用者登録（使用するＩＣカードの登録）を行う必要があります。電子入札システムの利用者登録メニューより必要事項を登録してください。

※ 町の建設工事の有資格者名簿に登録があり、すでに利用者登録が済んでいる場合、利用者登録は不要です。

8. 設計図書等の閲覧

設計図書等は、各入札で定める閲覧期間内において、電子入札システム（入札情報公開システム）で閲覧することができます。この設計図書閲覧に当たっては、指名通知書に記載する閲覧用パスワードを電子入札システム（入札情報公開システム）に入力し、閲覧してください。

なお、対象業務の積算を行う場合、ダウンロード及び印刷することができます。

※ 設計図書の閲覧には、「事業者名及びパスワード」の入力が必要です。

※ 契約締結後、落札者への設計図書等の配付は行いません。必要がある方は必ず閲覧期間内にダウンロードしてください。

設計図書等の取扱いの注意事項
ダウンロード・印刷した設計図書は、適正に管理し、入札以外の目的に使用しないでください。また、他の目的に使用されないよう、責任をもって管理してください。

9. 設計図書への質問について

(1) 質問書の受付

設計図書等についての質問受付は、電子入札システムにより行います。

なお、電子入札システムにおいて質問する場合は、「会社名」、「質問者名」など、質問者が特定できる固有名詞等は入力しないでください。

(2) 質問の方法

設計図書等について質問がある場合は、電子入札システムの調達案件検索内の「入札説明書・案件内容に対する質問内容」ページに、題名及び質問内容を入力することにより提出してください。

なお、設計図書等質問書の添付は不要です。

(3) 質問に対する回答

質問への回答は、当該質問及びその他の質問に対する回答内容を電子入札システム（入札情報公開システム）により掲載します。

なお、質問回答書は、パスワード（設計図書閲覧用のパスワードと同じもの）を設定し、設計図書の掲載場所と同じところに掲載しますので、そこから確認してください。

※ 入札の前には、必ず質問が出ていないかを確認してください。

10. 入札の方法

指名競争入札による測量設計等業務委託の発注は、原則、電子入札の方法により行います。

※ 詳しい入札方法については ⇒ 第3章 電子入札について（共通） を確認してください。

11. 開札について

開札は、各指名通知書に定められた開札日時等において、原則として公開で行うものとします。

※ 詳細については ⇒ 第3章 電子入札について（共通）の「6 開札について」 をご覧ください。

12. 落札者の決定

入札参加者のうち、次の(ア)から(イ)までの該当者を除き、最低価格入札者を落札者とし、電子入札システムにより電子メールにて入札者全員に落札者決定をお知らせします。

(ア) 入札が無効となった者

(イ) 入札額が予定価格を超過した者

【電子くじによる落札者の決定について】

落札者となり得る同価の入札をした方が2人以上いる場合は、入札書提出の際に入力する「電子くじ入力番号」（電子くじ入力番号を指定しない場合は「999」として取扱います。）により、電子入札システムが「電子くじ番号」を自動計算し、落札者を決定します。

13. 契約締結

(1) 落札者への連絡

落札者には、発注担当課より契約締結等に関する事務手続等について、電話で連絡します。

(2) 契約保証

契約を締結しようとする場合、会津美里町財務規則第 97 条の規定により、請負代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を現金で納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。ただし、会津美里町財務規則第 99 条の規定のいずれかに該当する場合は、これを免除するものとします。

(3) 電子契約について

当該入札が電子契約案件である場合、指名通知書及び入札説明書にその旨を記載します。

落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、発注担当課と協議の上、「別紙 17 電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出してください。

(4) 契約書類の提出先について

(ア) 契約書、契約保証に係る書類等

(イ) 電子契約により締結をする場合 電子契約同意書兼メールアドレス確認書

(ウ) 着手届以降、請負代金請求までの書類（※前払申請、変更契約に係る書類を含む。）

※ 上記の書類は、発注担当課へ提出してください。

(4) その他契約事項については、以下に基づき契約締結するものとします。

会津美里町財務規則

14. 入札結果の公表

開札の執行後、落札者を決定し、電子入札システムにより落札決定を落札者及び当該入札に参加した入札者全員に通知するとともに、入札結果を電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載します（町ホームページにも掲載します。）。

第3章 電子入札について（共通）

（※総合評価方式案件を除く。）

本町の電子入札は、次のとおりです。

1. 電子入札システムの利用時間

システムの利用時間は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く日の次の時間です。

電子入札システム 午前8時30分から午後8時まで

電子入札システム（入札情報公開システム） 午前6時から午後11時まで

電子入札システム（入札情報公開システムを含む）に関するヘルプデスク

TEL 0570-021-777

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

2. 入札書及び工事費内訳書の提出

（1）入札書の提出

登録されたICカードで電子入札システムへログインのうえ、以下の手順により、必要事項を入力して提出してください。

① 入札金額の入力

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額欄に入力してください。

※ 消費税の税率については、入札公告又は入札説明書を確認してください。

② 「電子くじ入力番号」の入力

「電子くじ入力番号」の箇所に 000～999 の3桁の任意の数字を入力してください。同価格の入札があった場合の順位決定を自動で行う電子くじの計算にのみ使用します。

③ 工事費内訳書の提出について（建設工事の制限付一般競争入札の場合のみ）

※ 詳しい提出方法については ⇒ 3. 工事費内訳書の提出について をご覧ください。

④ 入札書の提出

画面下部のボタンにより「提出内容確認」「印刷」を行います。最後に「入札書提出」ボタンを押し、入札書の提出を行います。

※ 入札書は一度提出すると、修正及び再提出ができなくなります。入札書は、必ず印刷し、保管してください。

(2) 入札書提出の確認

提出した入札書が正常に送信されると、登録されたメールアドレスへ「入札書受信確認通知」が送信されます。必ずご確認ください。

※ 入札書受信確認通知の控えが必要な場合は、必ずこの画面で印刷を行ってください。

(3) 入札期間（応札期間）

入札公告又は指名通知書により入札期間が定めてありますので、必ず期間内に電子入札システムによりご提出ください。また、期間内に「入札書提出」ボタンが押されなかった場合、入札書は未提出となりますので、余裕を持った入札手続をお願いします。

なお、電子入札における入札期間は、入札公告又は指名通知書で指定された期間（入札期間初日の午前8時30分から入札期間末日の午後5時15分まで）となります（建設工事の制限付一般競争入札の場合、必ず工事費内訳書を併せて提出してください）。

※ 入札書は、設計図書等に係る質問及び回答の内容確認後の設計・積算を促進する観点から、なるべく質問回答後に提出手続をしてください。

3. 工事費内訳書の提出について（建設工事の制限付一般競争入札の場合のみ）

入札参加者は、工事費内訳書に積算金額等の必要事項を記入し、電子入札システムにより入札額の入力時に添付（必ずコンピュータウィルスのチェックを行ったうえで添付してください。）する方法で提出してください。

なお、工事費内訳書の提出がない場合又は指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が提出された場合は、当該入札参加者の入札は無効となりますので、ご注意ください。

建設工事：工事費内訳書（別紙2 工事費内訳書の記載例参照）

(1) 工事費内訳書の様式

工事費内訳書の様式は、町指定様式となります。案件ごとに「工事番号」、「工事名」が記載された工事費内訳書を電子入札システム（入札情報公開システム）の「発注情報閲覧画面」に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

※ 様式データは、必ず電子入札システム（入札情報公開システム）からダウンロードしたものを使用し、様式の体裁は変更しないでください（セルの幅等を変更すると、町側で確認する際にうまく表示されない場合があります）。

(2) 記載上の注意事項について

工事費内訳書は、入札金額の内訳となるものですので、次のことに十分注意したうえで記載してください。

- ① 工事費内訳書の合計金額と入札金額は一致するものとします（1円単位まで）。
 - ② 工事費内訳書の金額は、様式に記載された項目（「工種・種別」、「金額」）について積算金額等の必要事項を記載するとともに、金額に誤りがないように記載してください（端数調整のための「値引き」の記載も行わないでください）。
- ※ 工事費内訳書の合計金額と入札金額が異なる入札、工事費内訳書の小計額又は合計額が誤っている入札、明らかに積算等の事実が確認できない入札は無効となります。

(3) 商号又は名称について

工事費内訳書には、会社の商号又は名称を記載してください。

4. 紙入札の承認について

次の理由で電子入札に参加できない入札参加者は、町が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙入札を行うことができます。

(1) 紙入札が認められる場合

- ① 入札参加者の責めによらないICカードの事故等により電子入札のシステムにログインすることができない場合
- ② その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合

※ 「ICカードの有効期限切れ」や「準備が間に合わなかった」等の理由での紙入札は認められませんので、更新忘れ等のないようご注意ください。

(2) 「紙入札承認願」の提出

開札日前日の午前8時30分から午前10時までの間に「紙入札承認願（別紙13参照）」を町総務課に電子メール（somu@town.aizumisato.fukushima.jp）又はファックス（0242-55-1199）（以下「電子メール等」という。）により提出してください。

※ 紙入札の承認可否は、同日午前12時までに「紙入札承認（不承認）通知書（別紙14、15参照）」により、電子メール等で通知します。

(3) 「紙入札用入札書」及び「工事費内訳書（建設工事の一般競争入札の場合のみ）」の提出

紙入札の承認後、「紙入札用入札書（別紙16参照）」及び「工事費内訳書（別紙2参照）」に必要事項を記入し、開札日の午前8時30分から午前9時までに開札場所へ持参のうえ、提出してください。

なお、入札書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、町に届け出ている使用印鑑を鮮明に押印してください。

- ※ 当該紙入札用入札書に記載されている「入札金額」及び「電子くじ入力番号」を町職員が電子入札システムに入力します。「電子くじ入力番号」の記載がない場合又は3桁の数字以外の文字や記号が記載されている場合は、一律「999」を入力します。

5. 入札の辞退

原則として提出された入札書及び入札書提出後の書換え、引換え、撤回又は辞退は認めていません。ただし、入札参加者からの申出により町長がやむを得ないと判断した場合は、認められることがあります。

◆ 指名競争入札の場合

辞退する場合、電子入札システムにログインし、入札期間中に入札辞退の申請をしてください。

- ※ 入札書を提出せず、入札辞退の申請をしなかった場合は、当該入札を辞退したものとみなします。

6. 開札について

開札は総務課指定の会場において、原則、公開で行います。

開札の立会いは、地方自治法施行令第167条の8第2項の規定に基づき、立会人の経済的及び時間的な負担を軽減するため、電子入札により行う入札は、入札参加者及び当該入札等に直接従事しない職員の立会いを不要とします。

なお、競争入札の透明性を高めるため、電子入札により実施する入札の開札を傍聴することができますので、傍聴を希望する場合は、当該電子入札の開札時刻の15分前までに入札会場に備え付ける電子入札開札傍聴申込簿に氏名、住所を記入してください（傍聴席の定員は3名のため、定員に達し次第、申込を締め切ることがあります。）。

- ※ 入札の開札を傍聴する場合、「別紙12 電子入札の開札傍聴ルール」を参照の上、傍聴するようお願いします。
- ※ 制限付一般競争入札の場合、開札直後に、入札情報公開システムに開札結果（中間状況）を公開します。閲覧方法等の詳細は、町ホームページをご確認ください。

7. 入札の無効

電子入札において、次の各号のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分ご確認のうえ、提出してください（③～⑥は、一般競争入札の場合です。）。

- ① ICカードを不正に使用して行われた入札
- ② 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの入札
- ③ 工事費内訳書の合計金額と入札書の入札価格が異なる入札
- ④ 工事費内訳書の各小計額又は合計額が誤っている入札
- ⑤ 工事費内訳書が添付されていない入札又は指定された工事費内訳書とは異なる内容の書類が添付された入札
- ⑥ 工事費内訳書において、明らかに積算の事実が確認できない入札

8. 入札回数について

(1) 入札回数

2回（初回、再度入札）。ただし、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る入札は失格とし、再度入札には参加できません。

(2) 再度入札の通知

再度入札となる場合には、初回の入札者（失格及び無効の入札した者を除く。）に対し電子入札システムにより通知し、再度入札を行います。

なお、再度入札は、原則として、初回の入札が午前に行われた場合は初回の入札日の午後、初回の入札が午後に行われた場合は初回の入札日の翌日の午前に行います。

9. ICカードの不正使用について

ICカードの不正使用による落札が判明した場合は、町は契約締結前であっても契約を締結しないこととし、契約締結後であっても契約を解除することができます。また、当該入札を行った者に対して、町は入札参加停止を行うことができます。

10. 電子入札の免責事項について

次の理由により発生した利用者の損害について、町は、責任を負わないものとします。

- ① 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害等に起因する損害
- ② コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により他者が入札参加者になりすまして入札を行い、当該入札参加者本人に生じた損害
- ③ 天災、事変その他電子入札システム管理者の責に帰すことのできない事由により生じた損害

参考資料

別紙1 電子入札公告例

10,000千円超の建設工事の入札公告例

会津美里町公告第 号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告

令和 年 月 日

会津美里町長 ●●●●

公印

1	工事番号	●工第●号
2	工事名	●●●●工事 【電子入札及び電子契約対象案件】
3	工事場所	大沼郡会津美里町字●●地内
4	指定工種	●●工事
5	工事の概要	
6	工期	令和5年●月●日から令和5年●月●日まで
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	変動型最低制限価格制度を採用し、最低制限価格算定基礎額に「ランダム係数(会津美里町電子入札システムにより自動設定)」を乗じ、最低制限価格を設定する。この場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札は、失格とする。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加させないものとする。
9	入札参加資格要件	入札に参加できる者は、入札時において次に掲げる①から⑪までのすべての要件を満たしている者とする。
	①	会津美里町令和●●年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 ※当該登録は、電子入札に参加する場合にも必要となります。
	②	登録内容
	③	所在地区分
	④	建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	技術者の配置 建設業法に基づき、この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること(開札日以前に正社員として3月以上の雇用関係があること)。
	⑥	資格点数 建設業法第27条の23の規定による直前の決算に基づく経営事項審査を受け、本町における当該経営事項審査結果通知書の●●工事の総合評点(P)が650以上である者。
	⑦	会津美里町競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑧	令和●年●月●日現在において市町村税等を滞納していないこと。
	⑨	工事施工実績 平成●●年4月1日以降に同種工事の実績があること。
	⑩	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
⑪	会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。	
10	設計図書の閲覧	
	① 閲覧場所	会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧及びダウンロードすることができます(町ホームページにおいて閲覧・ダウンロード可)。
②	閲覧期間	令和●年●月●日(●)から令和●年●月●日(●)まで ※土日祝日を除く
11	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本工事に関する質問は、会津美里町電子入札システムに入力することにより提出するものとする。
	② 質問書送付先	会津美里町電子入札システムとする。
	③ 質問期限	令和●年●月●日(●)午後5時15分まで
④	質問に対する回答方法	質問の回答は、後日速やかに会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により回答するとともに、町ホームページにおいて掲載する。

入札方法		
12	① 入札方法	<p>電子入札</p> <p>※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続は不要です。</p> <p>会津美里町電子入札システム(アドレス) https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0660060006E00640</p>
	② 提出書類	<p>入札書及び工事費内訳書</p> <p>落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。</p> <p>入札者は、入札公告の際に掲載する工事費内訳書に積算金額等の必要事項を入力し、会津美里町電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力するとともに、当該工事費内訳書を電子ファイルとして添付し、提出するものとする。</p>
	③ 入札期間及び時間	<p>令和●年●月●日(●)午前8時30分から令和●年●月●日(●)午後5時15分まで</p> <p>※土日祝日を除く</p>
開札日時等		
13	① 開札日時	令和●年●月●日(●) 午前10時●●分
	② 開札場所	会津美里町役場本庁舎 2階●●会議室
14	入札回数	初回及び再度入札の2回までとする。
15	入札の無効	①町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札
		②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札
		④その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札
16	落札候補者の決定	開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき者が複数となった場合は、電子くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者を決定する。
入札参加資格要件の審査に関する事項		
17	①	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)及びその他必要な書類)の提出について、会津美里町電子入札システムより通知する。落札候補者は、通知のあった日を含む2日以内に当該書類を会津美里町電子入札システムにより提出すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
	② 提出書類	<p>(1) 制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)</p> <p>(2) 建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し</p> <p>(3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し</p> <p>(4) 当該配置予定技術者等の資格を有することを証明する書類の写し</p> <p>(5) 町税等の納税証明書(町内に本店がある事業者を除く。)</p> <p>(6) 当該同種工事実績を確認できる書類(コリンズの登録内容確認書又は契約書の写し)</p> <p>※(2)及び(3)については、令和5・6年度の入札参加資格審査申請時において最新の写しを提出している場合は、提出不要とする。</p>
	③ 提出方法	会津美里町電子入札システムとする。
18	落札者の決定	落札候補者が入札参加資格を有すると確認され、当該落札候補者を落札者とすべきと決定されたときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に会津美里町電子入札システムにより通知する。

19	再度入札	初回の入札で落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において最低制限価格を下回る価格の入札者及び無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。
20	入札保証金	会津美里町財務規則第115条第1項第2号の規定により免除
21	契約事項	契約については、会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款に基づき契約締結する。 なお、当該工事については電子契約の対象であり、落札候補者が電子契約による契約締結を希望する場合は、17「入札参加資格要件の審査に関する事項」により提出する書類と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。
22	契約保証金	<p>契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。</p> <p>①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合</p> <p>③会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合</p> <p>④請負金額が300万円未満の工事請負契約である場合</p>
23	その他	<p>①契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を得たときに地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項に規定する契約書とみなすものとする。</p> <p>②契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、コリンズ登録をすること。</p> <p>③本公告に係る様式等については町ホームページで閲覧及びダウンロードが可能である。</p> <p>④会津美里町電子入札実施要綱第26条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。</p> <p>⑤会津美里町電子入札実施要綱及び本公告に係る事項を熟知のうえ、入札に参加すること。</p>

別紙2 工事費内訳書の記載例

様式第6号(第6条関係)

工 事 費 内 訳 書			
注意：内訳書の工事価格は入札書の金額と一致すること。		工事名	
		住 所	
		商 号	
		代表者名	
工種・種別	金 額	工種・種別	金 額
		直接工事費 (a)	
		うち材料費	
		うち労務費	
		共通仮設費 (b)	
		現場管理費 (c)	
		うち法定福利費の事業主負担額	
		うち建退共制度の掛金	
		一般管理費 (d)	
		工事価格 (a)+(b)+(c)+(d)	
		うち安全衛生経費	

工事名は、案件ごとに町で入力します。

住所、商号、代表者名を記入
※電子入札の場合は、押印不要です。

案件ごとの工事費内訳書は、電子入札システム（入札情報公開システム）の設計図書等のファイル内に添付しますので、当該様式をダウンロードのうえ、必要事項を入力して提出してください。

※値引き欄を設けるなどの端数調整は認められないので注意

小計額に誤りが無いこと（1円単位まで）。
※小計額に誤りがある場合は、無効となるので注意

合計額に誤りが無いこと（1円単位まで）。
入札金額と一致させること（1円単位まで）。
※合計額が誤りがある場合や入札金額と一致しない場合は、無効となるので注意

会津美里町

別紙3 制限付一般競争入札参加資格確認申請書の記載例

提出年月日

制限付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

会津美里町長

事業者の住所、商号、代表者職氏名
(委任先を設けている場合は、委任
先の営業所等の住所、商号、代表者
職氏名)を記載

住 所
商 号
代表者名

工事番号、工事名は、案件
ごとに町で入力します。

※押印は不要です。

ありました ○工第○号 ○○○○工事 に係る制限付一般競
て入札参加資格確認の申請をします。

- 1 建設業法第3条第1項による許可書(別紙
- 2 建設業法第27条の23第1項に規定する
- 3 配置予定技術者等

各公告で定める資格を有する配置技術者等を記載
※配置技術者等の変更は、病休、退職等の特別の理由
がある場合以外は認められないので注意

主任(監理)技術者	氏名 ○○ ○○	資格 1級○○技士
-----------	----------	-----------

- 4 同種工事実績

監理技術者資格証交付番号 第	合)	各公告で定める同種工事実績について記載 ※過去に受注した工事で竣工している工事 (案件によって不要場合がありますので、 公告等を確認してください)
工 種	工事名 ○○第○号 ○○工事	

施工場所 ○○○○町○○字○○地内	施工年度 年	元請・下請
工事概要 ○○○○工 L=○○m ○○○○工 N=○箇所	請負代金の額(千円) ○○,○○○	

- 5 現在の従業員・技術者数

従業員数	○○人	技術者数	○○人
------	-----	------	-----

- 6 町税等の納税証明書(下記同意欄に同意した場合、省略可)
下記事項について誓約いたします。

・ この申込書のすべての記載事項は、事実と相違ないこと。

町内に本店を有する事業者について、町が
納税状況を確認することに同意をした場合、
納税証明書の提出を不要とします。

る配置技術者等の専任違反となる事実が確認された
解除することに異議を申し立てないこと。
の恒常的な雇用関係にあること。特に専任の技術者を
3箇月以上の雇用関係があること。

町内に本店を有する事業者の町税等の納付状況の調査確認への同意欄

(同意する場合は、レ点チェックをしてください。)

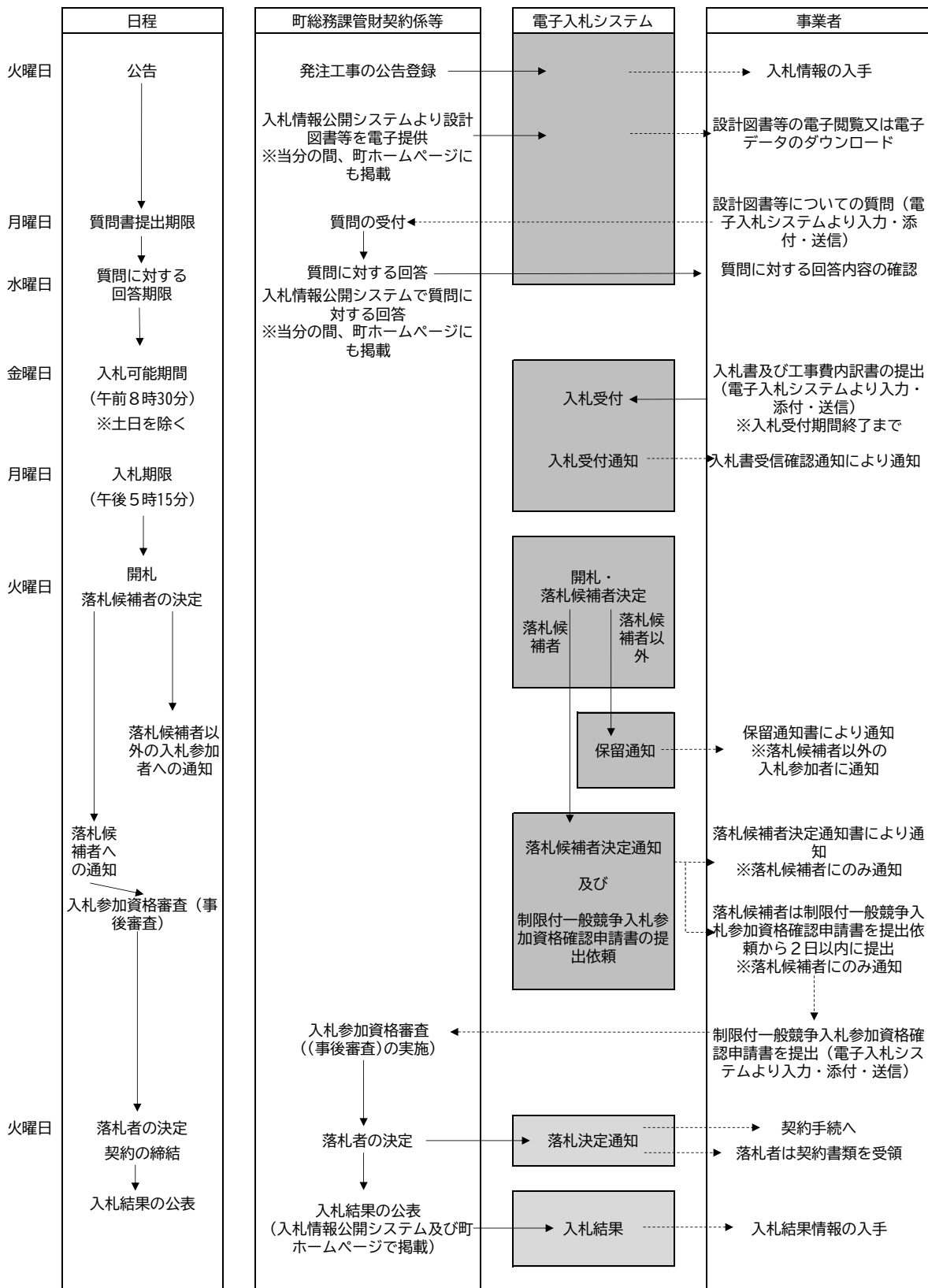
私は、本申請に際し、会津美里町税に係る納付状況を確認されることに同意します。なお、調査
の結果、滞納がある場合には、入札参加資格を有しないことに異議ありません。

【添付する書類】

1. 建設業法第3条第1項による許可書(写し)
2. 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知書(最新のもの)(写し)
3. 当該配置予定技術者等の資格を有することを証明する書類及び被保険者証(写し)
4. 町税等の納税証明書(町内に本店がある事業者を除く。)
5. 当該同種工事実績を確認できる書類(コリンズの登録内容確認書又は契約書の写し)
※1及び2の書類については、令和5・6年度の入札参加資格申請時において最新の写しを提出している場合、省略可能です。

別紙4 電子入札事務手続（制限付一般競争入札）のフロー図（例）

電子入札事務手続のフロー
 ～建設工事 事後審査型制限付一般競争入札（電子入札）～
 （※総合評価方式案件を除く。）



※曜日については標準的なもので、休日等を含む場合や入札案件によって異なる場合があります。

※ →は町が行うもの ---は事業者が行うもの

別紙5 【制限付一般競争入札】電子入札の公告から結果公表までの流れ（例）

電子入札の公告から結果公表までの流れ

事例 設計金額が1,000万円以上5,000万円未満の建設工事に係る入札

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日	18 日	19 日	20 日	21 日	22 日	
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
公告・閲覧																						
質問受付																						
質問回答																						
											入札受付期間											
											開札・落札候補者決定											
											落札候補者通知・資格審査申請											
											資格審査（事後審査）											
													落札者決定通知・契約手続へ									
													入札結果公表									

※公告期間10日以上（土日祝日は除く）

※質問期間は公告日から5日

※資格審査申請書提出期間は落札候補者通知から2日

※資格審査（事後審査）期間2日

※落札者決定に合わせ結果公表

電子入札システムでの入札手続早見表（制限付一般競争入札）

項目	電子入札システム	入札情報公開システム	備考
入札公告		●	
設計図書等 閲覧・ダウンロード		●	
設計図書等質問・回答	●質問 ※質問書の作成は不要	●回答	
入札書・工事費内訳書	● ※工事費内訳書を提出		入札書はシステムに「入札価格（税抜き）」 及び「電子くじ番号」を入力し提出すること で自動提出
開札	●		同価のときは電子くじを実施
事後審査依頼通知	●		落札候補者にのみ通知
事後審査申請	● ※申請書及び <u>その他資料</u>		通知があった日の翌日までに申請すること （申請書は押印不要）。
落札者決定	●		
入札結果公表		●	

その他資料は、「建設業の許可（写）」、「経営事項審査結果通知書（写）」、「配置予定技術者の資格者証及び被保険者証（写）」、「町税等の納税証明書（町内に本店がある事業者を除く。）」及び「5年以内の同種工事実績が分かる資料（コリンズの登録内容確認書又は契約書の写）」となります。

別紙7 指名通知 (例)

タイトル ◇指名通知書到着のお知らせ

本文 指名通知書が到着したのでお知らせ致します。
電子入札システムにて通知書を確認してください。

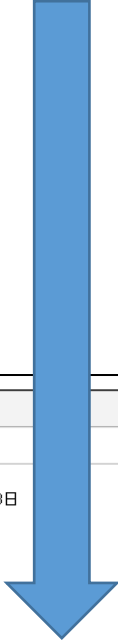
調達案件番号 : 000000000000000000
調達案件名称 : ○○施設○○設計業務委託
調達機関 : 会津美里町
部局名 : ○○部
課所名 : 総務課
貴社登録名称 : ○○○工務店

指名通知書 発行日時 : 0000 年 00 月 00 日 00 時 00 分

会津美里町電子入札システム

E-mail : xxxxxxxx@c xxxxxx.jp
ヘルプデスク E-mail : xxxxxxxx@c xxxxxx.jp
ヘルプデスク URL : xxxxxxxx@c xxxxxx.jp

指名された場合、お知らせメールが届きますので、電子入札システムから指名内容を確認してください。



無題 - プロファイル 1 - Microsoft Edge

about:blank

令和05年02月03日

(株)テスト工務店01 ○○○○機構
代表取締役社長 契約担当
代表 1太郎 様 契約担当

指名通知書
(1011244331331440415)

下記の調達案件について指名競争に付するので、参加されたく通知します。

記

案件番号	999205010020220035
案件名称	○×案件19
パスワード	111111
入札開始日時	令和05年02月03日 15時00分
入札書提出締切日時	令和05年02月03日 16時00分
内訳書開封予定日時	令和05年02月03日 16時01分
開札予定日時	令和05年02月03日 16時01分
工事又は納入場所	
工期または履行期限	
最低制限価格	無し
低入札調査基準価格	有り
備考	備考の内容
理由	理由または条件の内容
内訳書の提示	内訳書提出要請文の内容

電子入札システムから指名通知書の内容が確認できますので、印刷・保存してください。

電子入札の方法による指名競争入札の実施に係る入札説明書

1 入札方法

地方自治法施行令第167条第3項及び会津美里町電子入札実施要綱第3条第2号の規定に基づき電子入札の方法により指名競争入札を実施する。ただし、入札者がいないとき、又は入札しても落札者がいないときは施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする場合と不調にする場合がある。

2 設計図書の閲覧

(1) 閲覧場所

会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により閲覧及びダウンロードするものとする。

※設計図書にはパスワードを設定します。このパスワードは指名通知書に記載していますので、業者名及びパスワードの入力をし、閲覧してください。

(2) 閲覧期間

令和●年●月●日(●)から令和●年●月●日(●)まで

※土日祝日を除く

3 設計図書等に関する質問

(1) 質問方法

本業務に関する質問は、会津美里町電子入札システムに入力することにより提出するものとする。

(2) 質問期限

令和●年●月●日(●)午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答方法

質問の回答は、後日速やかに会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)により回答する。

※設計図書にはパスワードを設定します。設計図書閲覧時のパスワードと同じものとなりますので、パスワードを入力し閲覧すること。

4 入札書の提出について

(1) 入札書の提出方法

入札者は、会津美里町電子入札システムにおいて入札金額及び電子くじ番号を入力し、入札書を提出すること。

電子入札に参加するには、下記 URL より事前登録が必要です。既に登録をしているときは、ICカードの変更等がない限りこの登録手続は不要です。

会津美里町電子入札システム(URL)

<https://www.ebscloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0660060006E00640>

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

なお、一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(2) 入札期間及び時間

令和●年●月●日(●)午前8時30分から令和●年●月●日(●)午後5時15分まで

※土日祝日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までを除く

5 開札日時等

(1) 開札日時

令和●年●月●日(●) 午前10時●●分

(2) 開札場所

会津美里町役場本庁舎2階●●会議室

6 最低制限価格

設定しない。

7 入札の回数

初回及び再度入札の2回までとする。

8 入札の辞退

指名を受けた者は、入札説明書の「4 入札書の提出について(2) 入札期間及び時間」で定めた期間内において、入札を辞退することができる。その場合は、会津美里町電子入札システムにログインし、入札辞退の届出をすること。

※入札書及び辞退届を提出しなかった場合、辞退したものとみなす。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 町の入札参加資格に必要な資格がない者がした入札

イ 会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札

ウ その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

10 入札のとりやめ

入札参加者が1者の場合は、入札の執行を取り止めるものとする。

入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは取り止める場合がある。

11 落札者の決定

開札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が複数となった場合は、電子くじにより落札者を決定する。

開札後、落札者を決定したときは、速やかに落札者及び当該入札に参加した入札者全員に会津美里町電子入札システムにより通知する。

12 再度入札

初回の入札で落札者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。

13 入札保証金

財務規則第 115 条第 1 項第 2 号の規定により免除とする。

14 契約事項

契約については、会津美里町財務規則に基づき契約締結する。

なお、当該業務については電子契約の対象であり、落札者が電子契約による契約締結を希望する場合は、当該契約の内容等協議時に「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールの方法により業務発注担当課に提出すること。

15 契約保証金

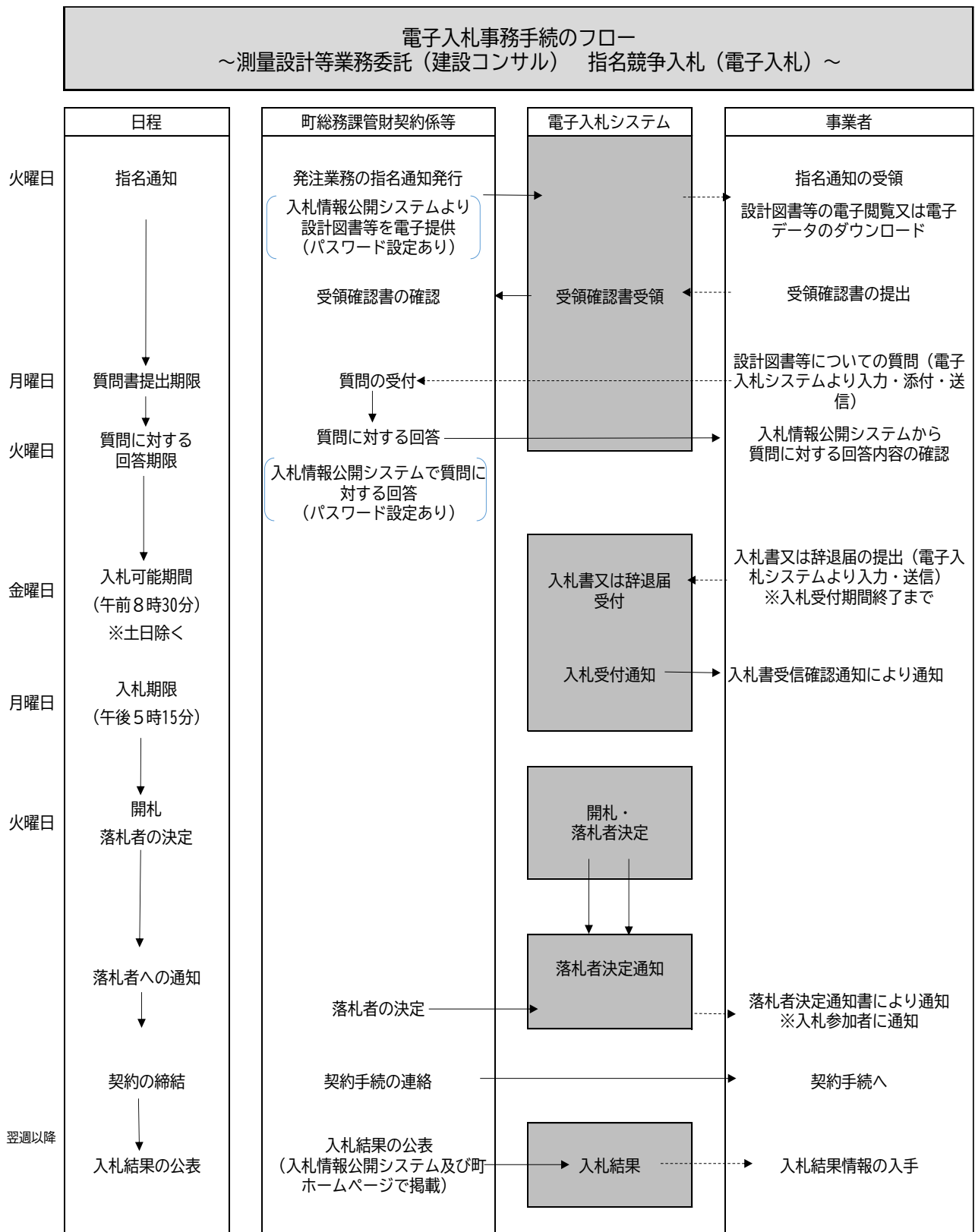
契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第 97 条の規定により、請負代金又は契約代金の額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を現金で納付又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、会津美里町財務規則第 99 条の規定のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

16 その他

ア 会津美里町電子入札実施要綱第 26 条第 1 項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

イ 会津美里町電子入札実施要綱、会津美里町工事等指名競争入札心得及び本入札説明書に関係する事項を熟知のうえ、入札に参加すること。

別紙9 電子入札事務手続（指名競争入札）のフロー図（例）



※曜日については標準的なもので、休日等を含む場合や入札案件によって異なる場合があります。

※ →は町が行うもの ---は事業者が行うもの

別紙 10 電子入札の指名通知から結果公表までの流れ (例)

電子入札の指名通知から結果公表までの流れ

1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日	13 日	14 日	15 日	16 日	17 日
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
指名通知																
閲覧																
質問受付																
質問回答																
										入札受付期間			入札受付期間			
														開札・落札者決定		
															契約手続きへ	
															入札結果公表	

※閲覧期間 10 日以上 (土日祝日は除く)

※質問期間は指名通知日から 5 日

※落札者決定後、入札結果公表

電子入札システムでの入札手続早見表（指名競争入札）

項目	電子入札システム	入札情報公開システム	備考
指名通知	●		
設計図書等 閲覧・ダウンロード		●	
設計図書等質問・回答	● ●質問 ※質問書の作成は不要	●回答	
入札書	●		入札書はシステムに「入札価格（税抜き）」 及び「電子くじ番号」を入力し提出すること で自動提出
開札	●		同価のときは電子くじを実施
落札者決定	●		
入札結果公表		●	

電子入札開札の傍聴ルール

競争入札の透明性を高めるため、電子入札システムにより執行する電子入札の傍聴をすることができます。

なお、傍聴を希望する方は、次の方法により傍聴してください。

○申込方法

開札執行日時の15分前までに電子入札会場に備え付ける「電子入札開札傍聴申込簿」に氏名、住所を記入してください。

※傍聴席の定員は原則3名としています。定員に達し次第、申込みを締め切ることがあります。

○傍聴上の注意点

次に該当する者は、電子入札の開札を傍聴することができません。

- ・ 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ・ 張り紙、ビラ、プラカード、旗、ゼッケン等を着用し、又は携帯している者
- ・ 酒気を帯びていると認められる者
- ・ 拡声器、ラジオ、無線機、撮影機、パソコン等を持っている者
- ・ 上記のほか、公正な入札執行の妨害となると認められる者

○傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴に当たり次の事項を守ってください。

なお、注意事項を守らなかったり、係員の指示に従わないときは、退場していただく場合があります。

- ・ 開札事務従事者と接触しないこと。
- ・ 開札の執行、経過及び結果について言動しないこと。
- ・ 談論等により入札を妨害しないこと。
- ・ みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ・ 飲食及び喫煙をしないこと。
- ・ 傍聴席において写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。
(開札中のスマートフォン操作もお控えください)
- ・ 上記のほか、示威的行為及び開札場の秩序を乱し、又は入札執行の妨害となるような行為をしないこと。

電子入札に関する様式

別紙 13

様式第 1 号(第 13 条関係)

紙入札承認願

年 月 日

会津美里町長

所在地
申込者 商号又は名称
代表者
役職・氏名

このことについて、電子入札システムによる入札案件に下記の理由により入札参加できないため、紙入札による参加を承認願います。

記

件名：

(電子入札システムでの参加ができない理由)

<input type="checkbox"/> ICカードの事故等により、電子入札のシステムにログインすることができない。 《具体的な状況》 〔 〕
<input type="checkbox"/> その他の理由 《具体的な状況》 〔 〕

該当の□にチェックを入れて必要事項を記入してください。

別紙 14

様式第 2 号(第 13 条関係)

紙入札承認通知書

第 年 月 日 号

様

会津美里町長



年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加を承認
します。

記

1 件名

2 紙入札に関する事項

(1) 入札書(見積書)提出日時

(2) 入札書(見積書)提出場所

(3) 開札日時

(4) その他必要事項

- ・(1)の日時に入札書(見積書)を持参のうえ(2)の提出場所に提出してください。
- ・入札書(見積書)の欄外に、電子くじ番号(3桁の任意の数値)を忘れずに記入してください。

別紙 15

様式第 3 号(第 13 条関係)

紙入札不承認通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

会津美里町長



年 月 日付けで承認願の提出されました下記案件への紙入札参加は承認
しません。

記

1 件名

2 不承認の理由

別紙 16

様式第 4 号(第 13 条関係)

紙入札用入札書

工事番号 第 号

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 入札保証金

この工事を次の金額で請け負いたいのので申し込みます。

記

金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※ ただし、入札金額は、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額とする。

電子くじ入力番号

--	--	--

年 月 日

所 在 地
入札者 商号又は名称
代表者職氏名

印

会津美里町長

電子契約に関する様式

別紙 17

様式第 1 号(第 9 条関係)

建設工事以外の様式

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

会津美里町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

1 電子契約案件名

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

契約締結権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
契約事務担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

3 その他

指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。

様式第1号(第9条関係)

記載例

電子契約による契約締結を希望する場合は、担当課との契約締結の内容協議時までに、この様式を作成し電子メールの方法により担当課に提出してください。

令和5年9月15日

所在地又は住所 会津美里町〇〇字〇〇1234 番地

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要です。

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

会津美里町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

原則、2名(契約締結権限者と担当者)記載してください。ただし、個人事業主や電子メールアドレスが1つしかない場合には、契約締結権限者の枠に1名のみ記載してください。

1 電子契約案件名

〇〇〇〇業務委託

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

契約締結 権限者	役職名	代表取締役	氏名	〇〇 〇〇
	メールアドレス	××××@××.com		
契約事務 担当者	役職名	〇〇	氏名	〇〇 〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.com		

3 その他

指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。

年 月 日

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書(建設工事請負契約用)

会津美里町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

記

1 電子契約案件名

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

契約締結権限者	役職名		氏名	
	メールアドレス			
契約事務担当者	役職名		氏名	
	メールアドレス			

3 その他

- (1) 指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。
- (2) 建設工事請負契約は、次の条件に基づき、建設業法第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については、書面を交付することとします。

ア 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

イ 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者が PDF ファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

記載例

様式第2号(第9条関係)

電子契約による契約締結を希望する場合は、この様式を作成し電子入札システムにより入札参加資格要件の審査に関する書類の提出に併せて提出してください。

令和5年9月15日

所在地又は住所 会津美里町〇〇字〇〇1234 番地

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

押印不要です。

※受任者を置く場合は、受任者についてご記入ください。

電子契約同意書兼メールアドレス確認書(建設工事請負契約用)

会津美里町と電子契約サービスを利用して、契約を締結することに同意します。

なお、電子契約締結に係る電子契約サービスで利用するメールアドレスは、次のとおりです。

原則、2名(契約締結権限者と担当者)記載してください。ただし、個人事業主や電子メールアドレスが1つしかない場合には、契約締結権限者の枠に1名のみ記載してください。

1 電子契約案件名
〇〇〇〇工事

2 電子契約締結に利用するメールアドレス

契約締結 権限者	役職名	代表取締役	氏名	〇〇 〇〇
	メールアドレス	××××@××.com		
契約事務 担当者	役職名	〇〇	氏名	〇〇 〇〇
	メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.com		

3 その他

(1) 指定したメールアドレスが変更となる場合には、速やかに変更後のメールアドレスを同様式により報告してください。

(2) 建設工事請負契約は、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて、相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については、書面を交付することとします。

ア 電磁的措置の種類

コンピュータ・ネットワーク利用の措置

イ 電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式

電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

